

制 度 名	国民健康保険災害臨時特例補助金	主管課名	保健政策課 国民健康保険 G												
		問合せ先	029-301-3172												
目的・趣旨	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う特定被災区域から転入した方に対して、保険料（税）の減免及び療養の給付に係る一部負担金等の減免の特例措置の実施による負担増額等を補助する。														
〔対象団体〕 市町村及び国民健康保険組合 〔対象事業〕 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う特定被災区域から転入した被保険者について行った次の特例措置等 ・ 保険料（税）減免の特例措置 ・ 療養の給付に係る一部負担金免除の特例措置 ・ 固定資産税の課税免除に伴う保険料（税）収入の減少に対する財政支援 〔補助要件等〕 「国民健康保険（組合）災害臨時特例補助金交付要綱」の規定による 〔対象経費〕 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う特定被災区域から転入した被保険者について行った次の特例措置等に係る経費。 ・ 保険料（税）減免の特例措置の減免額 ・ 療養の給付に係る一部負担金免除の特例措置の免除額 ・ 固定資産税の課税免除に伴う保険料（税）収入の減少額 〔補助限度額等〕 ・ 保険料（税）減免の特例措置：保険料（税）総額の 2/10 ・ 療養の給付に係る一部負担金免除の特例措置：一部負担金免除総額の 2/10 ・ 固定資産税の課税免除に伴う保険料（税）収入の減少に対する財政支援：固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料（税）算定額の減少額を勘案して厚生労働大臣が定める額の 1/2 〔経費負担割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>10/10</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 〔7 年度当初予算額〕 — 〔7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 10 月頃決定予定 〔備考〕						区 分	国	県	市町村	その他		10/10	—	—	—
区 分	国	県	市町村	その他											
	10/10	—	—	—											